

書評：A.ハント／G.ウィッカム著

『フーコーと法—統治としての法の社会学に向けて』
(Pluto Press)

関 良 徳

ミシェル・フーコーに関する研究著作は、これまで比較的多く出版されてきたが、フーコーと法との関係を正面から論じたものはなかったと思う。フーコーが「法」を大文字の「理性」に近づけて捉え、これを「主権」と同様のレベルで論じることで自らの批判対象としていたことは、その著作の至るところに見られる。しかしながら、本書の副題を見れば著者の意図を推察することも不可能ではない。哲学史・法思想史において、「法」を一つの概念に押し込めることが不可能なことは周知の事実であるが、フーコーもまた、それと同様、あるいはそれ以上に「法」の領域について独創的な問題構成をした研究者のひとりである。彼のアプローチは歴史的なものであったが、それは哲学的にも社会的にも示唆に富むものである。特にフーコーによって提起された「権力」についての新たな概念は、彼以前の哲学者によって提起された「法」の概念と彼以後の哲学者が生み出すであろう「法」の概念との間に明確な差異を穿つに違いない。それを一言でいうのは難しいが、敢えていえば、フーコーの「権力」分析を踏まえることによって、「法」の概念は理論と実践とが交錯する地点において構成されることになるであろう。それは、ジル・ドゥルーズが制定法よりもその解釈や判例の方に注意を喚起していたことと結び付く。そして、本書はその第一の試みであるといえるだろう。

法哲学・法思想史において、このような実践の分析に力を注いだのは、リアリズム法学であった。そして現代では、英米を中心とする批判的法学研究(Critical Legal Studies)が、そのような主張を行っている。もちろん、フーコーのような思想家をこうした法思想の流れのなかで捉えることが適当か否か

は問題となるであろう。しかし、著者の一人であるアラン・ハントは、これまで*Critical Legal Studies*や*The Sociological Movement in Law*といった著作を記していることから分かるように批判的法学研究を中心とする分野で活躍してきた研究者であり、本書においてフーコーを分析する視点もその流れのうちにあるといえる。フランスの現代思想がアメリカの哲学に与えた影響を考慮すれば、アメリカを中心とする批判法学とフーコーとを結び付けることも可能であろう。しかしながら、フーコー自身がそうであったようにフーコーと法の概念についても、つねに複雑な概念の結び付きを注意深く読み解くことが必要である。特にフーコーは法について明確な議論をしていないのであるから、既存の概念との短絡的な結び付きを廃して、「権力」や「統治」といったフーコー独自の概念から再構成しなければならない部分も多いはずである。本書のキー・ワードとなる「Governance」は、フーコーの哲学を法哲学・社会哲学の地平で論ずる場合に重要な概念のひとつであるが、その意味は彼が様々なかたちで論じ続けた権力についての分析を踏まえただけでしか理解されえない。フーコーが哲学者として単に理論だけでなく現実の問題にまで立ち入ることに成功していたか否かは、こういった彼の独創的な概念が十分に理解された後にこそ、はじめて論ぜられるべきものである。したがって、著者たちの試みが成功すれば、それは法哲学・法思想史の領域に新たな概念の枠組みを設定することとなるであろう。

本書は、ブルート・プレス「Law and Social Theory」シリーズの一つとして1994年に初版発行されたものであり、内容は三編に分けられている。第一編では「Michel Foucault: An Introduction」として、フーコーの基本テーマについて簡単な紹介がなされている。第二編では「Foucault on Law」として、法とモダニティーや法の排除に対する批判などが展開されており、これまで批判法学が提起してきた問題や成果を踏まえて、フーコーへの批判が次編への導入としてまとめられている。そして第三編では「Deploying Foucault for a Sociology of Law as Governance」として、著者の基本的な主張がいくつかの原理というかたちで中心的に論ぜられている。ここでは、特に重要な第二編、第三編について論じていこうと思う。

「フーコーは、前近(現)代的な絶対主義の現れとしてしか法を位置付けることができなかつたがために、近(現)代の社会関係において法が果たしてきた統治 (governance) の役割を見逃している。」これが、第二編でA.ハントとG.ウィックカムによってなされるフーコーへの批判である。彼らの分析によれば、フーコーは法の主権者命令説 (J.オースティン) に近い立場をとっていたため、法体系の一側面しか見ることができなかつた。特にフーコーは、刑事法に重点を置く一方で私法領域を軽視したとして批判される。そして著者は、君主制モデルに基づくフーコーの法概念では、変化を続ける権力や政府の歴史において法が果たしてきた役割や様々な法が複数の起源を有するという事実を十分に把握できないという結論に達するのである。フーコーは、これまで『監獄の誕生』や『権力/知』などにおいて、近(現)代が作り上げた立憲主義や主権概念の欺瞞を暴き、それらが規律による支配を構成するとともに、それを覆い隠してしまうメカニズムであることを主張してきた。著者は、このようなフーコーの主張を全体としては重視するが、他方で、近(現)代の法を前近(現)代の法へと引き戻してしまうようなフーコーの主張は、近(現)代の法や権利がもっている機能や効果を看過することになるのではないかと考えている。彼らがこのような批判をする裏には、近(現)代の法を克服できるほどの明確なヴィジョンをフーコーが提示していないことや法が様々なパラドクスを抱えながらも多様な機能を果たしているという事実認識があると考えられる。

たしかにフーコーは、近(現)代における法の形態が君主制モデルとの連続を維持しているという認識をもっていたために、法の機能そのものを自らの分析対象とすることはなかつた。しかしながら、彼が「権力」の次元(地層)で指摘した断絶は、それ以上に重要なものである。著者は、フーコーに対する批判を経由することで、「権力」の次元において生じた断層が「法」の地層にいかなる変化を及ぼすかという問題構成に到達したのである。つまり、彼らはフーコーによって追究されることになかつた法の領域に、フーコーの分析から得た概念をもって挑んでいるのである。

「統治という観点からは、法は重要なものではない。」というフーコーの言葉は、多くの法学者からの反発を招くであろう。これに対して、著者は第三編でフーコーとの厳密な対応関係を重視するよりも、むしろ彼の諸概念を応用す

ることで、自らのテーマである「統治としての法」を社会学的に分析する。つまり彼らは、フーコーが形式的にしか捉えていなかった「法」を「統治」という現実の領域に引き戻して論ずるのである。思想史的に彼らが強調するのは、マキャベリの政治哲学、ウェーバーの社会学、そしてデュルケイムである。

彼らは「統治(governance)」という言葉に「支配(control)・管理(manage)」という意味を与えているが、その対象は国家、経済から、恋愛、バスルームまでありとあらゆるものの支配・管理に及ぶ。フーコーのインスピレーションを受けた彼らは、そこから次のような「統治」についての四原理を提示するのである。

＜統治の四原理＞

1. あらゆる統治は、試みの要素と不完全性の要素を含んでいる。(それはときに失敗として認識されるかもしれない。)
2. 統治は、それが駆け引きと抵抗を伴うように、(特別な意味での)権力を伴う。
3. 統治はつねに知を伴う。
4. 統治はつねに社会的であり、つねに社会を結びつけるように作用する。(皮肉にも、それはときとして社会の分裂を伴う。)

不完全性と試みの要素とを同時に含むものとして「統治」を捉えるということとは、それがひとつの完成態として存在するのではなく、矛盾や抵抗などを含む多様なプロセスの全体でしかないことを前提としている。「統治」における「権力」とはプロセスを生み出す技術であり、そのプロセスこそが社会を構成しているのである。こうして「統治」は起源をもたない、あるいは起源を問われることのないプロセスとして、つねにすでにそこにある(L.アルテュセール)とされる。しかしながら、近(現)代における「統治」は、人間諸科学についての「知」や福祉についての統計を有効に利用した。それは、「権力」の次元と深く結び付くことで社会構成全体に浸透することとなったが、このような意味での「統治」は西洋近(現)代に固有のものであったといえるだろう。こうした「統治」概念の形成は、明らかにフーコーによるものである。そして著者は、このような概念がもつ社会的な意味を考えるためにデュルケイムを参照する。「社会は犯罪を必要としている」という言葉どおり、デュルケイムの社会学は

社会の恒常的な統一性を予定するものではないが、それは著者の目論みと一致している。すなわち、社会の支配・管理は決して完全なものではなく、権力や知による分割・分裂を伴うものであるが、それと同時に、これら権力・知によって全体として把握され、再生産されるのである。このような理解は、デュルケイム社会学の機能主義的性格を少なからず払拭することにもなるだろう。「統治」によって社会が完全に機能しているわけでもなければ、「統治」そのものも完全に機能しているわけではなく、不完全な「統治」が不完全な社会を再生産しているだけなのである。したがって、機能の完全性から離れて機能の多様性へと視点を移すことで、デュルケイムとフーコーは接近するのである。

「法」を「統治」という視点から捉えることは、著者にとってそれほど大それたことではなく、批判法学の立場からすればごく当然の姿勢であるといえるだろう。というのも、フォーマルであれインフォーマルであれ、これまで人々に受け入れられてきた規範(norm)の遵守や違反者への制裁を念頭においてなされる私たちの意志決定は、すべて「統治」という観点からの分析が可能であり、それぞれが前掲の四原理を体現しているからである。そのことは、彼らが「統治としての法」を述べる際に、窃盗や殺人の例だけでなく契約や企業簿記の例まで挙げていることから伺われよう。おそらく、ほとんどの社会現象は「統治」という言葉を経由して「統治としての法の社会学」により分析されることになるであろう。例えば、契約は取引関係を完全に支配・管理するものではなく、それはひとつの試みとして締結され、履行される。ときに契約は破棄、履行遅滞、不履行に陥り、失敗に終わる。彼らは、社会を動かす「権力」のひとつとして「法」を位置づけるが、それは決して制裁のときにだけ登場してくるものではない。契約法は当事者に取引の形式を押し付ける「権力」であるかもしれないが、その一方で取引の形式を作り出す「権力」でもある。そして、この契約法はそれ自身として完全なものではなく、様々な抵抗や法的な駆け引きの下にあることを彼らは強調している。また契約における法的技術には、当事者双方の利益を最大化するための知や人間科学・統計学から導入された知が付随している。このようなかたちで理解された法の概念は、彼らが「統治」と呼ぶカテゴリーに含まれることになる。つまり、フーコーによって行われた権力分析は様々な結果をもたらしたが、著者はそれが「法」の領域においても見

られるものであることを確認するのである。さらに、「法」は諸個人に先んじて存在するが、それは、つねにすでに存在するものとして起源を問われることはない。しかしながら、フーコーの考え方を延長すれば、「法」は「統治」の一部を形成するものとして、西洋近(現)代に固有の現象と位置づけられるのである。「法」は、この時代に特有の統治技術として社会を支配・管理するのである。もちろん、「統治」一般がそうであるように「法」もまた恒常的なものでもなければ、完全なものでもなく、不完全なプロセスの全体として把握されることになる。いずれにしる、著者は「法」が近(現)代における「統治」のなかでも一定の機能を備えているという立場から、フーコーが分析した「権力」の領野に「法」が位置づけられることを主張する。「法」が主権者の命令ではなく、私たちの文化によって支えられた一定のルールであることを認めれば、「法」もまた不完全な試みの連続として問題を抱えながら推移するものと捉えられるだろう。

フーコーの試みにデュルケイムの方法を与えることで、この両者を組み合わせようという著者の意図は、ここまで述べてきた「統治」の四原理においてすでに明らかである。そこで、彼らは次に「統治としての法の社会学」のための方法原理を提示している。

1. 統治としての法の社会学は系譜学的手法によって社会的事実をまとめるようつとめる。
2. 統治としての法の社会学が用いる手段は、細部への配慮と慎重な一般化である。
3. 統治としての法の社会学の基本的な研究成果は、いつでもその結果を活用することとは区別されねばならない。
4. 統治としての法の社会学は、たえず自らを顧みる補足的領域である。

著者によれば、系譜学的手法とは現在に特別の意味を与えるために過去の社会的事実を構成するのではなく、現在に何ら特別な意味を与えることのない連続として社会的事実を取り扱うことを意味する。したがって、伝統的な意味での真理を担保するようなものはなくなり、偶然性が優位を占めることになる。このような偶然の連続を詳細に検討したうえで、慎重な一般化が図られる。し

かしながら、この一般化から導出される帰納的結果は決して確実なものではなく不完全なものとして、新たな一般化への可能性を残しているのである。また著者は、原因の究明や説明、将来の予測といった研究結果の活用を中心とする社会学から離れて事実の究明を旨とする社会学へと向かうが、このような考え方はヴィトゲンシュタインの哲学からも影響を受けている。これをフーコー的に解釈すれば、問題解決よりも、問題提起(問題化)を重視する立場と評価できるだろう。そして彼らは、自らの試みである「統治としての法の社会学」自体が「統治」の試みのひとつであることを意識しなければならないと主張する。このような自己言及性の認識は、完全なものとして独立した領域が存在しないことを意味し、すべてが補足的なものでしかありえないという結論に至るだろう。

『フーコーと法』と題されたこの著作は、「統治」をキー・ワードとしてフーコーの哲学を「法」の領域に導入しようという試みである。「法」領域における具体的問題についての分析は、それほどなされていないが、新たな「法」の概念を生み出すための一つの橋渡しとして彼らの社会学的観点は重要だろう。フーコーの哲学は、様々な学問分野に波及し始めているが、本書もフーコー研究者はもとより、法学や社会学の研究者にとっても有用なものであることは間違いない。フランスにおいても、F.エヴァルドなどが、フーコーの影響を受けてこのような視点からの法哲学的研究を行っている。

* * * *

(追記) 著者たちは本書のなかで、フーコー最後の二著である『快樂の活用』と『自己への配慮』についても言及している。彼らの理解によれば、フーコーは「自己の統治」や「自己についての技術」をテーマとして掲げることで、自らが提示してきた前近(現)代—近(現)代という図式的な区別を乗り越えようとした。「自己についての倫理的技術」として展開されるこのようなテーマは、「統治と自由」というかたちで法哲学が問題としてきた部分である。ここで彼らは、「権利」の重要性を説きつつ「権利は自由を保障しないが、自由は権利なしに達成されない」という統治と自由のディレンマが、フーコーの問題関心と結び付いていたことを主張する。フーコーは、このような問題関心のなかにながらも、法に特別の位置を与えてしまっていたために、最後の二著に至る

まで明確なかたちでこの問題を扱うことがなかった、というのが彼らの理解である。

しかしながら、フーコーが「権利」をどのように位置づけていたかは大きな問題である。たしかに、近(現)代において人間は「権利」をもつことで「自由」を手にしてきたとされるが、それはまた「権利による統治」という新たな段階に踏み込まざるをえないのではないか。私たちの「自由」観は、すでに出来上がっている「権利」の体系によって枠付けされているのではないだろうか。「法」が不完全なものであるならば、法的に構成された「権利」もまた不完全なものとしてつねに問題として構成されるべきである。フーコーは、このような問題について様々なインタビューのなかで語っていたが、最後の二著は「法」と「道德」の普遍性が解体された場所に、新たな倫理学と法哲学の可能性を探るものであった。それゆえ、フーコーは「法」の問題を回避したというよりも、普遍性をもって語ることをやめた知識人として、あえて「法」を語らなかったのではないかと私は考える。